教義第　555　号
平成28年6月22日

各部課長
各教育局長
各所管機関の長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
各教科用図書採択地区協議会長
様

北海道教育委員会教育長

教科書採択における公正性・透明性の確保について（通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、その採択は、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、高い公正性・透明性が確保され、静ひつな環境の中で適切に行われる必要があります。

そのため、教科書採択の公正確保については、これまでも万全を期していただくようお願いしてきたところですが、昨年度、教科書発行者（以下「発行者」という。）による採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案があったことを受けて、文部科学省が発行者に対して求めた自己点検・検証結果の報告に関する情報提供に基づき、北海道教育委員会では本年１月から３月にかけて「教科書発行者による自己点検・検証結果に関する調査」を実施し、その結果、本道において多くの教職員等が厳格な情報管理が求められている検定申請本を閲覧する行為や、発行者から意見聴取に係る謝礼を受領していたこと、さらにはこのような不適切な行為の対象となった教職員等の中に教科用図書採択地区協議会等の調査員等として、その後の教科書採択に関与しうる立場となった者が少なからず含まれていたことが明らかとなったことは、誠に遺憾であり、重く受け止めているところです。

もとより質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教職員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、発行者が教職員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものでありますが、一方で、保護者や地域住民から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教職員等は発行者と健全かつ適切な関係を保つ必要があります。

また児童生徒の教育に携わる教職員等の教育公務員は、その職責などから高い倫理観が求められており、一人ひとりが教育公務員としての使命と責任を深く自覚し、自らを厳しく律し行動するとともに、法令等を遵守し、厳正な服務規律の確保に努めなければなりません。

こうしたことを踏まえ、今後の教科書採択について、特に留意すべき事項を別紙のとおり整理しましたので、貴所属の関係職員及び所管する学校の全ての教職員に周知徹底を図り、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すよう、お願いします。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課服務制度グループ）
（総務政策局教職員課服務管理グループ）
（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
（学校教育局義務教育課義務教育グループ）
（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

別紙

教科書採択における公正性・透明性の確保に係る留意すべき事項について

1　教科用図書採択地区協議会等の調査員等の選任について

（１）道教委では、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下「無償措置法」という。）第11条により設置する教科用図書選定審議会の委員に係る欠格条項について、「教科書発行者の自己点検・検証結果の報告に関する調査」の結果を受けて、別添１のとおり改正したこと。

これについては、平成29年度以降、各市町村教育委員会等に通知する小学校用及び中学校用教科用図書の採択基準において、教科用図書採択地区協議会等の調査員等（以下、「調査員等」という。）の欠格条項として示すこととしており、各採択地区においては、当該条項の内容を踏まえて欠格条項を定め、規約等に明確に示すこと。

（２）各採択地区において調査員等を選任するに当たっては、所属長や市町村教育委員会等への届出（以下の４に示す届出）の内容を確認するとともに、各採択地区で定める欠格条項を踏まえ適切な者を選任し、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないよう十分留意すること。特に、義務教育諸学校の教科書採択に関して、２以上の市町村の区域からなる共同採択地区においては、当該届出の内容について同一採択地区内の市町村教育委員会において情報を共有すること。

2　過当な宣伝行為等への対処について

文部科学省から教科書発行者（以下、「発行者」という。）に対しては、別添２「教科書採択の公正確保について」（平成28年４月27日付け28文科初第200号文部科学省初等中等教育局長通知）により、教科書採択の公正確保について諸事項の遵守を要請しており、各所属においては、改めて教職員等に対して発行者あての通知内容について周知するとともに、発行者に違反する行為があったことを確認した場合は、別添３「教科書採択に関する公正確保について」（平成28年１月13日付け教義第1658号学校教育局義務教育課長通知）に基づき、義務教育課長に報告すること。

特に、過当な宣伝行為については、文部科学省から発行者に対して、採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、厳に慎むよう指導しているので留意すること。

- 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（発行者の職員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ９月16日以前の期間において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として関与しないこと。また、同期間において、編著作者、編集協力者及び教師用指導書の執筆者をこれらに関与させないこと。
- 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- ９月16日より後の期間に教科書見本を献本すること又は教科書に関する講習会若しくは研修会等を開催することを約することをもって、教科書採択の勧誘を行わないこと。

・　学校又は児童生徒への教科書供給の過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の商品の宣伝行為を行わないこと。

3　検定申請本の取扱いについて

教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているが、検定審査中に、検定申請本に関する情報が外部に漏出した場合、中立、公正で円滑な審査に支障を生ずる恐れがあることから、静ひつな審査環境を確保するため、「教科用図書検定規則実施細則」第５において、発行者に対しては検定申請本の内容が当該者以外の者の知るところとならないよう適切に管理することが規定されており、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないので、この旨教職員等への周知を徹底すること。

4　発行者への対応に関する届出について

（１）教職員等が、発行者の主催する会議等への出席等の対応を依頼された場合は、その目的、内容を十分確認の上、次により当該対応について事前に届出を行い、対応後に報告を行うこと。

ア　市町村立学校職員

別紙様式１により会議等への出席前に校長へ届出を行い、出席後、実際の内容について校長を経由して市町村教育委員会へ報告を行うこと。

また、市町村教育委員会は当該報告の内容を確認後、その写しを所管の教育局長へ提出すること。

イ　市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員

別紙様式２により会議等への出席前に所属長へ届出を行い、出席後、実際の内容について所属長へ報告を行うこと。

なお、道立学校長にあっては、その写しを所管の教育局長に提出すること。

（２）発行者による学校訪問等により教科書への意見を求められた場合等、事前に届出を行うことが困難な場合は、上記（１）による対応後の報告等を行うこと。

（３）発行者の主催する会議等に参加し、労務の対価として金銭を受け取るときは、地方公務員法第38条に基づき営利企業従事等の許可を受けなければならないなど、法令や条例、規則等の規定を遵守すること。

また、公務員倫理条例等で、事業者等から金銭の供与を受けた者に報告が義務付けられているなどの定めがある場合は、当該報告を行うこと。

（※　別添「教科書発行者への対応に関する届出の流れと留意事項」参照。）

5　教科書の採択に関する情報の公表について

各市町村教育委員会及び道立学校においては、採択に関する保護者や地域住民の理解や信頼を確保するため、教科書の採択結果、採択理由及び採択までの経過等について丁寧に説明すること。特に義務教育諸学校について、採択権者である市町村教育委員会には、無償措置法第15条により当該事項の公表に関し努力義務が課せられていることを踏まえ、ホームページや広報誌等への掲載、市町村の情報コーナーや教育委員会の一定の場所に備え

付ける等、できる限り容易な方法で閲覧できる状態にするなど、より一層積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと（情報公開条例等の開示請求に基づき開示することや、閲覧希望者に対してのみ個別に開示することは公表とは言えないこと。）。

6　その他

本通知に関して不明な点等がある場合は、次に連絡すること。

【連絡先】
北海道教育庁学校教育局義務教育課義務教育グループ
（電話）011-231-4111（内線35-772）、011-204-5963（直通）
（FAX）011-232-1072（直通）

＜資料＞

教科書発行者への対応に関する届出の流れと留意事項

１　市町村立学校職員　【別紙様式１】

【凡例】
：対応前の届出
：対応後の報告

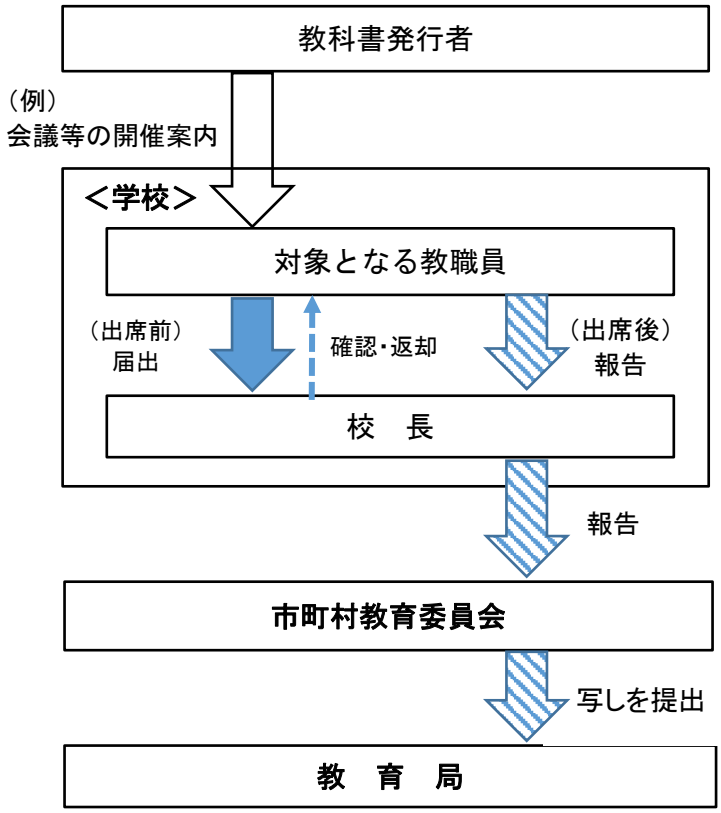

＜留意事項＞
① 校長は届出の内容を確認の上、控えを１部とり、原本を当該職員に返却
② 事前に届出を行うことが困難な場合（例：事前に知らせのない発行者の学校訪問等）は、事後に対応の内容を報告（斜線矢印の部分）

＊ 対応の際、教科書の公正な採択が阻害されると判断される事案があった場合は、本報告とともに、平成28年１月13日付け教義第1658号に基づき、市町村教育委員会及び教育局を通じて学校教育局義務教育課に報告

２　市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員　【別紙様式２】

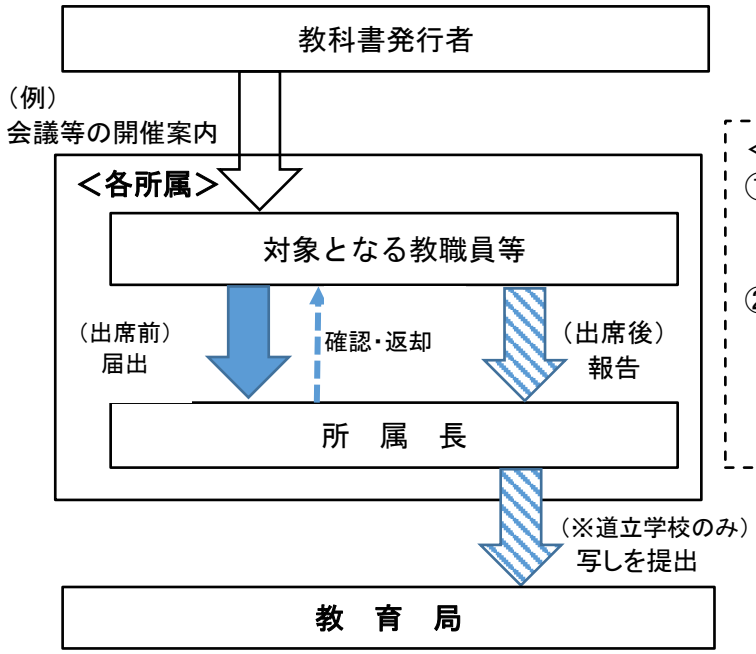

＜留意事項＞
① 校長は届出の内容を確認の上、控えを１部とり、原本を当該職員に返却
② 事前に届出を行うことが困難な場合（例：事前に知らせのない発行者の学校訪問等）は、事後に対応の内容を報告（斜線矢印の部分）

＊ 対応の際、教科書の公正な採択が阻害されると判断される事案があった場合は、本報告とともに、平成28年１月13日付け教義第1658号に基づき、教育局を通じて学校教育局義務教育課に報告

３　その他

上記届出とは別に、法令や各市町村が定める条例・規則等の規定を遵守し、必ず必要な手続きを行うこと（例：地方公務員法第38条に基づく営利企業従事等の許可、北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条に基づく事業者等からの贈与等の報告　等）

別紙様式１（市町村立学校職員用）

平成　　年　　月　　日

教科書発行者への対応等について（届出）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり届け出ます。

記

(1)　教科書発行者名	
(2)　態様	個別対応　　・　　会議等（名称：　　）
(3)　日時、場所	日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分 場所：
(4)　学校種及び教科	
(5)　案内文	有（別紙のとおり）　・　無（口頭）
(6)　目的 （案内文に記載がある場合は省略可。(7)も同じ）	
(7)　内容	
(8)　チェック項目 （該当の場合は〇）	（　　）　現行の教科書についての会議等である。 （　　）　当該学校種・教科に係る教科書の採択期間中ではない。 （　　）　当該学校種・教科に係る教科書の検定期間中ではない。

平成　　年　　月　　日

教科書発行者への対応等について（報告）

〇〇市（町・村）教育委員会教育長　様
（　学　校　長　経　由　）

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり対応しましたので、報告します。

記

(1)　教科書発行者名	
(2)　態様	個別対応　　・　　会議等（名称：　　）
(3)　日時、場所	日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分 場所：
(4)　学校種及び教科	
(5)　目的	
(6)　内容	
(7)　閲覧等をした対象物 （該当するものに〇）	（　　）　現行の教科書、教師用指導書、参考書・問題集等 （　　）　その他（　　）
(8)　金銭等の提供	（　　）　有　　・　　（　　）　無
(9)　（(8)が有の場合）内容	金額　　（　　）　円 （　　）　謝礼　　（　　）　交通費 （　　）　宿泊費　　（　　）　その他（　　）
(10)　その他特記事項	

＜留意事項＞
※事前の届出時に、校長は内容を確認の上、控えを1部とり、原本を当該職員に返却すること。
※網掛け部は、届出内容と同一内容の場合は記入を省略して構わないこと。
※教科書発行者が主催する会議等の案内があった場合は、点線の上段に記入の上、所属長に提出し、会議等参加後、点線の下段に記入の上、所属長を経由して所管の教育委員会に提出すること。（所属においては、写しを保管すること）
また、教育委員会は、所管の教育局に写しを送付すること。
※事前にはわからずに、教科書発行者からの求めに対応した場合は、点線の下段に記入の上、上記のとおり提出すること。

別紙様式２（市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員用）

平成　　年　　月　　日

教科書発行者への対応等について（届出）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり届け出ます。

記

(1)　教科書発行者名	
(2)　態様	個別対応　　・　　会議等（名称：　　）
(3)　日時、場所	日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分 場所：
(4)　学校種及び教科	
(5)　案内文	有（別紙のとおり）　・　無（口頭）
(6)　目的 （案内文に記載がある場合は省略可。(7)も同じ）	
(7)　内容	
(8)　チェック項目 （該当の場合は〇）	（　　）　現行の教科書についての会議等である。 （　　）　当該学校種・教科に係る教科書の採択期間中ではない。 （　　）　当該学校種・教科に係る教科書の検定期間中ではない。

平成　　年　　月　　日

教科書発行者への対応等について（報告）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり対応しましたので、報告します。

記

(1)　教科書発行者名	
(2)　態様	個別対応　　・　　会議等（名称：　　）
(3)　日時、場所	日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分 場所：
(4)　学校種及び教科	
(5)　目的	
(6)　内容	
(7)　閲覧等をした対象物 （該当するものに〇）	（　　）　現行の教科書、教師用指導書、参考書・問題集等 （　　）　その他（　　）
(8)　金銭等の提供	（　　）　有　　・　　（　　）　無
(9)　（(8)が有の場合）内容	金額　　（　　）　円 （　　）　謝礼　　（　　）　交通費 （　　）　宿泊費　　（　　）　その他（　　）
(10)　その他特記事項	

＜留意事項＞
※事前の届出時に、所属長は内容を確認の上、控えを1部とり、原本を当該職員に返却すること。
※網掛け部は、届出内容と同一内容の場合は記入を省略して構わないこと。
※教科書発行者が主催する会議等の案内があった場合は、点線の上段に記入の上、所属長に提出し、会議等参加後、点線の下段に記入の上、所属長に提出すること。また、所属長は事後の報告を受理後、所管の教育局に写しを送付すること。
※事前にはわからずに、教科書発行者からの求めに対応した場合は、点線の下段に記入の上、上記のとおり提出すること。

別添１

北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項

（平成28年５月11日教育委員会決定）

次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。

１　教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

２　顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

３　教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

４　過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者

５　教科用図書の採択を行う年の３月31日から遡った４年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者

なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。

（１）文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者

（２）発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者

（３）発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者

（４）発行者に訪問や資料提供等を依頼した者

（５）上記（１）から（４）以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者

６　上記５の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

＜参考＞

北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項 （平成28年５月11日教育委員会決定） 次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。 １　教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族 ２　顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者 ３　教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員 ４　過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者 ５　教科用図書の採択を行う年の３月31日から遡った４年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者 なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。 （１）文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者 （２）発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者 （３）発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者 （４）発行者に訪問や資料提供等を依頼した者 （５）上記（１）から（４）以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者 ６　上記５の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者	北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項 １　教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族 ２　顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者 ３　教科用図書及び教師用指導書の著作者（事実上、著作に参加し、又は協力した者を含む。） ４　３の著作者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者 ５　教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

＜参考＞

義務教育諸学校用の教科書が使用されるまでの基本的な流れと各期間における留意事項等

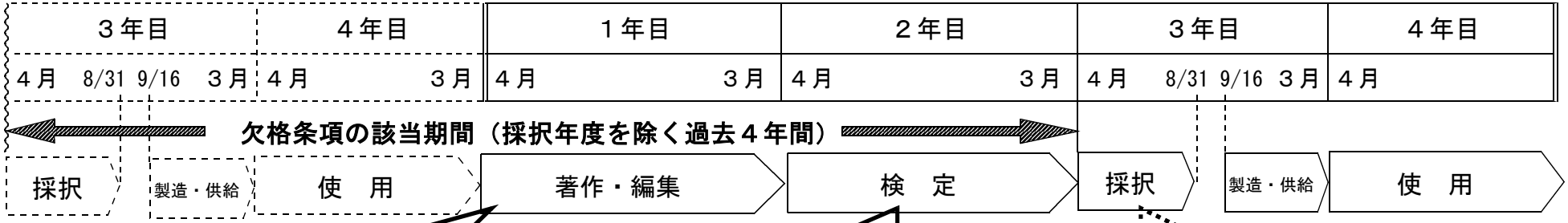

【著作・編集期間】
教科書発行者が、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書（教科書）を作成する期間。

［留意事項］
- 著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を徴することが、一般の国民や地域住民から、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められないよう、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保たなければならない。
- 教科用図書及び当該教科用図書に関連する教師用指導書、教材の著作者や事実上、著作に参加し、又は協力した者は、教科用図書の採択に係る調査員等となることができない。

（根拠）
- 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第2項
- 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【検定期間】
文部科学大臣が、教科書発行者から検定申請された図書（検定申請本）を、教科書として適切であるかどうか、検定を行う期間。

［留意事項］
- 検定審査が終了するまでの間、教員等は検定申請本はもとより、当該申請本に係る教師用指導書を見ることはできない。
- 当該申請本を閲覧した者は、検定申請本又はその内容の一部を知ることとなり、教科用図書の採択に係る調査員等となることはできない。

（根拠）
- 教科用図書検定規則実施細則　第五（3)②
- 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【教科書の採択期間等】
＜採択期間（8月31日まで）＞
各市町村教育委員会（国・私立学校は、学校長）が、教科書を決定（採択）する期間。教科書は4年間同一のものを使用。
※展示期間（6月～7月）
市町村教育委員会等が、教科書の見本本を展示する期間。
※需要数報告期間（9月16日まで）
道教委が文部科学省に道内で使用する教科書の需要数を報告する期間。

［留意事項］
- 9月16日までの間、教科書発行者は、教科書に関する講習会や研修会等の主催または関与、及び編著作者をこれらに関与させることはできない。
- 教科書展示会では、誰でも自由に教科書を閲覧し、意見を述べることができる。

（根拠）
- 「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条、同法施行規則第5条及び第14条
- 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条及び第15条
- 「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）
- 「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号文部科学省初等中等教育局長通知）

別添２

教義第　２３３　号
平成２８年５月９日

各教育局長
各道立学校長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
各教科用図書採択地区協議会長
各教科書センター（分館を含む）館長
国立大学法人北海道教育大学長
（各附属小・中・特別支援学校長）
各国立高等専門学校長
各私立学校長
様

北海道教育庁学校教育局高校教育課長
北海道教育庁学校教育局義務教育課長
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

教科書採択の公正確保について（通知）

教科書採択の公正確保の徹底等については、本年４月１日付け教義第５号北海道教育委員会教育長通知により通知したところですが、この度、別添写しのとおり各教科書発行者あて通知した旨、文部科学省から情報提供がありました。

つきましては、本通知について、各機関において所管する全ての学校、教職員等に対して周知徹底を図り、教科書採択の公正確保に万全を期すようお願いいたします。

（普通教育指導グループ）
（義務教育グループ）
（学校教育指導グループ）

写

２８文科初第２００号
平成２８年４月２７日

各教科書発行者　殿

文部科学省初等中等教育局長
小　松　親次

（印影印刷）

教科書採択の公正確保について（通知）

平成 27 年度においては，多くの教科書発行者において，検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が行われていたことが明らかとなり，大きな問題となりました。

また，平成 28 年度使用教科書の採択勧誘のための宣伝行為等についても，従来より，過当な宣伝行為として行わないよう求めてきた教員等への教科書見本の献本や自宅訪問等の行為が行われた事案が数多く報告されたところです。

これらの行為は，これまでの文部科学省からの指導に反するだけではなく，一般社団法人教科書協会が業界団体として自主的に定めた「教科書宣伝行動基準」からも逸脱する行為であり，これらの行為により，教科書採択の公正性・透明性に強い疑念を生じさせたことについては，極めて遺憾であります。

教科書協会においては、今回の反省に立って同基準を見直し，より実効性のある自主規範として，「教科書発行者行動規範」を定めることとしていますが，各教科書発行者においては，全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において使用する教科書を発行するという教科書発行者としての自覚と責任を認識した上で，教科書発行者行動規範（同規範の策定前にあっては教科書宣伝行動基準）に定める事項及び下記事項を社内の全ての職員に対して周知するとともに，遵守を徹底し，その発行する教科書の種類・学校段階の別にかかわらず，著作・編集から検定，採択，供給に至るまでの教科書作成に係るあらゆる段階において，教科書採択の公正確保に努めていただくよう要請します。

なお，平成 28 年 4 月以降，本通知又は教科書発行者行動規範（同規範の策定前にあっては教科書宣伝行動基準）に違反し，又は逸脱する行為が確認された場合には，文部科学省ホームページ等において当該事案を公表することとなりますので，御留意ください。

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111　内線 2576

記

（採択期間における教科書見本の取扱いについて）

平成 28 年度においては，平成 29 年度使用教科書が採択されることとなるが，小学校及び中学校用教科書については，基本的に平成 27 年度と同一の教科書が採択されることとなるため，平成 28 年度においては，平成 27 年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付することができるものとし，その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

［高等学校］

・都道府県教育委員会	：	各６部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会	：	各１部
・高等学校	：	各１部
・教科書センター	：	各１部

【留意事項】

・　上記の部数は送付することができる教科書見本の上限部数であるが，採択事務に支障の生じないよう，特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者（公立学校については当該学校を所管する教育委員会，国立学校及び私立学校については当該学校長）に対しては，可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし，職業に関する教科については，各１部を送付することとしても差し支えない。）。

また，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第３条の規定により，教育長及び教育委員の合計人数が６人以上となる場合には，増加した人数１人につき１部を上限として送付することができること。

・　同様に，採択事務に支障の生じないよう，教科書見本については作成し次第，速やかに送付することとし，４月末日（教科書センターに対しては５月末日）までに送付が完了するよう努めること。

・　上記のとおり，教科書見本を送付することができるのは，平成 27 年度に新たに検定を経た教科書のみであるが，平成 29 年度に新たに設置される高等学校に対しては，採択権者の求めに応じ，それ以外の教科書の見本についても１部を上限として送付することができること。

また，小学校及び中学校用教科書の見本については，原則として送付することができないが，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第６条第３号又は第４号に掲げる場合には，採択権者の求めに応じ，教科書見本を必要部数送付することができること。

・　教科書見本の送付に当たっては，内容解説資料その他一切の資料について，併せて送付することは認められていないこと。

・　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第８条第２項の規定により，都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは，同条第３項の規定により，その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に対して，５月末日までに通知すること。

・　上記によるものを除き，教科書見本を，教育委員会関係者又は教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者（以下「採択関係者」という。）に対して献本又は貸与することは認められないこと（採択関係者からの求めに応じて献本又は貸与することも同様に認められない。）。

（採択期間終了後における教科書見本の取扱いについて）

都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である 9 月 16 日より後の期間において，採択権者の求めに応じて，その管理する学校数を上限として，当該採択権者が採択した教科書の見本を採択権者に献本することは差し支えないこと。

（検定申請本の取扱いについて）

平成 28 年度においては，高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科　道徳）の検定が行われることとなるが，当該検定に係る検定申請本の取扱いについては，教科用図書検定規則実施細則（平成元年 10 月 17 日文部大臣裁定）の規定のほか，下記事項を遵守すること。

○　検定申請本及びその内容を，教科書採択を勧誘するための営業活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）に使用してはならないこと。

○　検定申請本及びその内容については，編著作者及び編集協力者（検定申請の際に「著作編修関係者名簿」に記載した者に限る。）のほか，教師用指導書の執筆者に対してその執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては，採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行ってはならないこと。

○　教師用指導書の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては，情報の取扱いに関する誓約書を取り交わした上で提供するとともに，翌年度以降の教科書採択に当たって，当該執筆者の氏名及び提供した検定申請本の内容に関する情報を都道府県教育委員会等に対して提供することができるよう，適切な情報管理を行うこと。

（過当な宣伝行為等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう，下記事項を遵守するなど，過当な宣伝行為等については厳に慎むこと。

○　採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の職員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。

○　9 月 16 日以前の期間において，教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず，原則として関与しないこと。また，同期間において，編著作者，編集協力者及び教師用指導書の執筆者をこれらに関与させないこと。

○　教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し，又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。

○　採択関係者の自宅訪問は行わないこと。

○　9 月 16 日より後の期間に教科書見本を献本すること又は教科書に関する講習会若しくは研修会等を開催することを約することをもって，教科書採択の勧誘を行わないこと。

○　学校又は児童生徒への教科書供給の過程において，教科書以外の資料を挿入・添付し，又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の商品の宣伝行為を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）

教科書宣伝行動基準はもとより，今後定められる教科書発行者行動規範を遵守し，採択関係者に対して，教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせかねない形での金銭その他の利益の供与又はその申出については，絶対に行わないこと。

（その他留意すべき事項について）

いかなる理由があろうとも，自ら行うと第三者をしてであるとを問わず，他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷を行わないこと。

別添３

教義第　１６５８　号
平成２８年１月１３日

各　道　立　学　校　長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）　様
各教科用図書採択地区協議会会長
各教科書センター（分館を含む）館長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

教科書採択における公正確保について（通知）

このことについては、これまでも文部科学省からの通知等に基づき、周知徹底を図り適切に行うようお願いしてきたところですが、昨年、教科書発行者が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為を行った事案があったことから、平成27年11月４日付けで、当職から教科書採択における公正性・透明性の確保について通知したところです。

こうした中、先般、別の教科書発行者による同様の事案について、新聞等で報道されました。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、改めて関係法令や関係通知に留意し、教科書採択の一層の公正確保を図るとともに、所属職員への指導をお願いいたします。

なお、今年度これまで、または今後、教科書採択において公正な採択が阻害されると判断される事案がありましたら、その都度、別紙様式により、所管の教育局を通じ当職あて報告くださいますよう、お願いいたします。

記

＜関係通知＞

（１）「平成28年度使用教科書の採択について」
（平成27年４月16日付け教義第109号北海道教育委員会教育長通知）

（２）「平成28年度使用教科書の採択の公正確保について」
（平成27年６月11日付け教義第428号北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）

（３）「教科書採択に向けての留意事項について」
（平成27年６月24日付け教義第519号北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）

（４）「教科書採択における公正性・透明性の確保について」
（平成27年11月４日付け教義第1297号北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）

（５）「教科書発行者からの『報告書』の提出について」
（平成27年12月14日付け教義第1514号北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）

担　当：義務教育グループ　福 井
ＴＥＬ：011-231-4111　内線35-780
ＦＡＸ：011-232-1072
E-mail：fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp

（別紙様式）

教科書採択に係る公正確保の阻害事案について

教育局名	

（市町村教育委員会、道立学校においては記入不要）

市町村名、学校名	
事案の生じた時期	平成　　年　　月　　日

【事案の詳細】

※　「市町村名、学校名」は、市町村立学校の場合は市町村教育委員会名（学校が特定される場合は学校名）、道立学校の場合は学校名を記載してください。

※　時期については、具体の日がわからない場合は、年月までの記載で構いません。